

国土交通省九州地方整備局は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により、「国道 3 号大窪地区電線共同溝 PFI 事業」の民間事業者を選定したので、同法第 11 条の規定により客観的評価の結果をここに公表します。

令和 7 年 3 月 7 日

国土交通省九州地方整備局長 森田 康夫

国道3号大窪地区電線共同溝PFI事業

民間事業者選定結果

令和7年3月

国土交通省九州地方整備局

— 目 次 —

1. 事業概要	1
(1) 事業名	1
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類	1
(3) 事業場所	1
(4) 事業方式及び事業内容	1
(5) 事業期間	1
(6) 事業の実施	1
2. 経緯	1
3. 事業者選定方法	2
(1) 事業者選定方法の概要	2
(2) 事業者選定方法の体制	2
(3) 有識者委員会	2
4. 第一次審査	2
(1) 第一次審査の概要	2
(2) 応募状況	3
(3) 競争参加資格確認グループ	3
5. 第二次審査	3
(1) 第二次審査の概要	3
(2) 事業提案審査	4
(3) 内容点	4
(4) 開札及び価格点	4
(5) 総合評価	5
(6) VFM 評価	5
6. 審査講評	6
(1) 総評	6
(2) 個別講評	7

1. 事業概要

(1) 事業名

国道3号大窪地区電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

- ・ 電線共同溝（道路法第2条第2項の9に定める電線共同溝（道路の附属物））
- ・ 道路（車道、歩道等）
- ・ 道路附属物等（道路照明、防護柵、距離標、縁石等）

(3) 事業場所

- ・ 所在地：熊本県熊本市北区大窪～同市北区高平
- ・ 事業対象：一般国道3号
- ・ 延長：約2.4km（道路延長：約1.2km）

(4) 事業方式及び事業内容

ア 事業方式

BTO方式（サービス購入型）

イ 事業内容

電線共同溝等の設計、工事、工事監理、所有権移転並びに、電線共同溝の維持管理

(5) 事業期間

事業契約締結の日から令和28年3月31日まで（約21年間）

(6) 事業の実施

落札グループの代表企業が、九州地方整備局と事業契約を締結して事業を実施する。

2. 経緯

民間事業者（以下「事業者」という。）選定までの主な経緯は次のとおりである。

- | | |
|------------------|--------------|
| ・ 実施方針の策定・公表 | : 令和6年8月19日 |
| ・ 特定事業の選定 | : 令和6年9月24日 |
| ・ 入札公告 | : 令和6年10月11日 |
| ・ 第一次審査資料の受付締め切り | : 令和6年11月8日 |
| ・ 競争参加資格確認結果の通知 | : 令和6年11月20日 |
| ・ 第二次審査資料の受付締め切り | : 令和6年12月26日 |
| ・ 開札 | : 令和7年2月5日 |
| ・ 落札者の決定 | : 令和7年2月7日 |

3. 事業者選定方法

(1) 事業者選定方法の概要

事業者には、PFIや施設の設計、工事、維持管理の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用した。

また、審査は第二次審査に進むための競争参加希望者の資格、実績等の有無を判断する「第一次審査」と、総合評価により落札者を決定する「第二次審査」の二段階に分けて実施した。

(2) 事業者選定方法の体制

九州地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「国道3号 大窪地区電線共同溝PFI事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置した。

(3) 有識者委員会

ア 審議事項

有識者委員会は、本事業の総合評価に関するもののうち、事業者選定基準、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の審査及び評価（第二次審査）等について審議を行った。

イ 構成

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

有識者委員会 委員

氏名	所属等
小林 登	萬年総合法律事務所 弁護士
原口 健太郎	西南学院大学商学部商学科 准教授
松田 泰治	九州大学 名誉教授
松永 千晶	福岡女子大学 国際文理学部環境科学科 准教授

(五十音順・敬称略)

ウ 有識者委員会の開催経緯

有識者委員会の開催経緯は次のとおりである。

第1回有識者委員会 令和6年8月2日

第2回有識者委員会 令和6年9月9日

第3回有識者委員会 令和7年1月27日

4. 第一次審査

(1) 第一次審査の概要

第一次審査は、第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

九州地方整備局は、応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

(2) 応募状況

令和6年11月8日までに1グループの応募があり、競争参加資格があることが確認され、令和6年11月20日に通知した。参加資格が確認されたグループは(3)のとおりである。

(3) 競争参加資格確認グループ

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

代表企業：エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

構成企業：株式会社SYSKEN、株式会社オリエンタルコンサルタンツ

5. 第二次審査

(1) 第二次審査の概要

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

ア 事業提案審査

入札参加者からの第二次審査提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

(ア) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は失格とし、それ以外の事業提案は合格とする。

なお、要求水準とは本事業に関する「要求水準書」（入札説明書 添付2）及び入札説明書とその他添付書類（以下、「要求水準書等」という。）に定める要求水準をいう。

(イ) 事業提案審査

事業提案のうち内容点項目について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。内容点は全体で700点満点とする。

なお、各内容点項目及び評価基準等の詳細については、「事業者選定基準」（入札説明書添付7）による。

イ 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

入札価格の価格点については、実額での比較を行うこととし、「事業者選定基準」（入札説明書添付7）に記載の算定方法による。

ウ 総合評価

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者について、アの(イ)事業提案審査による提案の得点（内容点）及びイの入札価格の得点（価格点）を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高いものを落札者とする。なお、総合評価値が同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

(2) 事業提案審査

ア 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行った結果、4.(3)に示す応募グループを適格者と判断した。

イ 第二次審査ヒアリング

事業提案審査過程において、入札参加者に対して提案内容を確認するため有識者委員会によりヒアリングを実施した。

ウ 事業提案審査

有識者委員会は、ヒアリング結果及び委員の意見を踏まえて協議の上、とりまとめ、審査結果案を作成した。

(3) 内容点

応募グループの内容点は、以下のとおりである。

内容点項目	配点	個別評価
		エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ
I 実施方針及び実施体制	60	45.00
II 資金調達及び収支計画	60	45.00
III 施設整備計画	355	266.25
IV 維持管理計画	40	40.00
V 調整業務	150	130.00
VI 賃上げの実施	35	00.00
合計	700	526.25

(4) 開札及び価格点

令和7年2月5日に開札を行い、入札価格と予定価格を比較した結果、応募グループの入札価格が予定価格内であることを確認した。

価格点は、以下に示す方法に基づき付与した。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$$

項目	個別評価
	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ
入札価格（税込み・円）	3,256,821,000
入札価格 ≤ 予定価格	○
価格点	300.00

(5) 総合評価

内容点及び価格点の結果から下表のとおりエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループを落札者として決定した。

入札参加者	内容点 (X)	価格点 (Y)	入札価格 ≤ 予定価格	総合評価値 (X+Y)	総合順位
エヌ・ティ・ティ・ インフラネット株式 会社グループ	526.25	300.00	○	826.25	1

(6) VFM 評価

落札者の提案内容に基づき VFM の評価を行った結果、約 4.0% の VFM があることが確認された。

項目	値
①PSC (現在価値ベース)	2,801 百万円
②PFI-LCC (現在価値ベース)	2,690 百万円
③VFM (実額)	111 百万円
④VFM (割合)	4.0%

6. 審査講評

(1) 総評

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

このような要求に対して、以下の応募グループの提案は、いずれも基本的な要件を満足しているとともに、企業のノウハウや新技術を活かした優れた提案であった。

限られた時間の中で、熟度の高い提案をまとめた提案力を高く評価するとともに、その熱意に多大なる敬意を払うところである。

提案に関する講評は、次のとおりである。

ア エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

本事業の実施方針及び実施体制においては、各業務段階での関係機関との円滑な意思疎通体制の構築や多様な事態を想定した各委員会の設置に関する提案、各リスクへの対応とリスク管理体制の明確化などに関する提案があった。

資金調達及び収支計画においては、代表企業の自己資金による事業実施、確実な資金調達の方策等の提案がなされ、不測の事態の資金調達の方策、財務上のモニタリング方策など、事業を安定的に継続するための資金の確保に関する提案があった。

施設整備計画においては、施工段階の手戻りの最小化や工事における品質確保、安全性確保、周辺交通への影響抑制などについて特に優れた提案があった。

また、PFI 事業の特徴を活かした工程計画立案、新材料活用によるコスト縮減、既存ストック活用最大化による工期短縮、複数の環境対策の組み合わせによる周辺居住者等への影響抑制などの提案があった。

維持管理計画においては、点検業務の実施方法や体制、新技術等の積極的な活用、災害時対応策など、特に優れた提案があった。

調整業務においては、事業全体を通じた調整業務の継続的な体制構築、関係者に対する情報公開・共有の方策など、特に優れた提案があった。

また、設計段階においては、同種事業の経験を活かした関係者間との調整方法、移設協議や関係者協議等の工夫などの提案があった。工事・維持管理段階においては、地元住民及び沿道地権者への配慮、道路管理者や警察との調整、早期入線抜柱に向けた調整などの提案があった。

(2) 個別講評

ア エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社グループ

内容点項目	個別講評
I 実施方針及び実施体制	1-1 各業務段階での関係機関との円滑な意思疎通体制の構築、構成企業と地元企業の協業、多様な事態を想定した各委員会の設置等、 <u>事業を実施する上での目標及び重視する点について秀でて優れていた。</u> 1-2 各リスクへの対応とリスク管理体制の明確化、要求水準を超える保険の付保等、 <u>各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担について秀でて優れていた。</u>
II 資金調達及び収支計画	2-1 代表企業の自己資金による事業実施、十分な現預金の確保、確実な資金調達の方策等、 <u>資金調達・償還計画・収支計画について秀でて優れていた。</u> 2-2 自己資金による金利変動リスク回避、不測の事態の資金調達の方策等、 <u>事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応について秀でて優れていた。</u> 2-3 独立した会計管理の方策、セルフモニタリングに向けた財務指標管理、財務モニタリングの協力の方策等、 <u>事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策について秀でて優れていた。</u>
III 施設整備計画	3-1 複数の手法による埋設物の把握、新技術等活用による具体的な手戻り最小化策、架空線及び不明線の確認方法等、 <u>施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の提案について特に秀でて優れていた。</u> 3-2 PFI事業の特徴を活かした工程計画立案、工事量最小化による工期短縮等、 <u>各種工事等の工程を最適化する提案についてわずかに優れていた。</u> 3-3 複数の安全対策の組み合わせ、複数の品質確保対策の組み合わせ、同種事業の経験を活かした品質確保対策、安全で効率的な交通規制計画等、 <u>工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策について特に秀でて優れていた。</u> 3-4 新材料活用によるコスト縮減、既存ストック活用最大化による工期短縮等、 <u>その他の有益な工夫について秀でて優れていた。</u> 3-5 複数の環境対策の組み合わせによる周辺居住者等への影響抑制、複数の対策による建設副産物の抑制、エコマテリアルの採用等、 <u>施工にあたっての生活環境への配慮について秀でて優れていた。</u> 3-6 計画段階での配慮、作業の制約解消による入線作業の負担軽減策、複数の対策による入線作業の負担軽減策等、 <u>占用業者等への配慮について秀でて優れていた。</u>
IV 維持管理計画	4-1 同種事業の経験を活かした維持管理業務への対応、点検業務の実施方法や体制、新技術等の積極的な活用、災害時対応策等、 <u>維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修について特に秀でて優れていた。</u>
V 調整業務	5-1 代表企業によるワンストップ体制、調整業務の継続的な体制構築、関係者に対する情報公開・共有の方策等、 <u>関係者との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策について特に秀でて優れていた。</u> 5-2 同種事業の経験を活かした関係者間との調整方法、事業周知・理解浸透の方策、移設協議や関係者協議等の工夫等、 <u>適切な関係者間との協議・調整方法について秀でて優れていた。</u> 5-3 地元住民及び沿道地権者への配慮、道路管理者や警察との調整、早期入線抜柱に向けた調整等、 <u>工事期間における規制箇所等調整及び維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等についての協議・調整について秀でて優れて</u>

内容点項目	個別講評
	<u>いた。</u>
VI 賃上げの実施	6-1 賃上げ実施の表明はなされなかった。